■2020 年度S日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

取締役の不正行為に対して、株主は種々の監督是正権を有している。本問は、対象を公開会社の取締役に限定することにより、株主の監督是正権について、公開会社と非公開会社の区別を踏まえて理解しているかを問うものである。

【解説】

- (1)株式会社の株主は、取締役の不正行為に対して、種々の監督是正権を有しているが、主要なものとしては、会計帳簿閲覧等請求権、違法行為等差止請求権、代表訴訟提起権および取締役の解任の訴えが考えられる。ただし、本問は公開会社の株主の監督是正権について問うものであり、公開会社の場合は、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社といういわゆる委員会設置型でないときは監査役設置会社とされ(会社法 327 条 1 項 1 号・2 項)、業務監査権限を有する機関が必ず設置されるので、これに対応して、株主の監督是正権が縮減され、あるいは株式の継続保有要件が課される場合があることに注意を要する。
- (2)会計帳簿には、会社の日々の活動を会計情報として記録するものであるから、株主が取締役の任務懈怠や解任事由の有無を判断するための重要な資料となる。そこで、会社法は、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権、または発行済株式(自己株式を除く)の 100 分の 3 以上の株式を有する株主に、会社の営業時間内はいつでも、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧・謄写を請求する権利を認めている(会社法 433 条 1 項)。
- (3) 取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他法令・定款に違反する行為をし、またはするおそれがある場合において、会社に「回復することができない損害が生じるおそれ」 (会社法 360 条 3 項) があるときは、6 ヶ月前から引き続き株式を有する株主は、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる(同条 1 項)。
- (4) 取締役の不正行為によって会社に損害が加えられた場合、会社が原告となって、当該取締役の会社に対する責任を訴訟により追及するのが本来の形であるが、役員同士の仲間意識などから、会社が必要な責任追及を怠るおそれがある。そこで、株主には、会社に代わって取締役の会社に対する責任を追及する訴えを提起することが認められている(会社法847条1項)。代表訴訟を提起できるのは、6ヶ月前から引き続き株式を有する株主であり、また、株主はまず、会社に対して書面等で責任追及の訴えの提起を求める必要があり、提訴請求の日から60日を経過しても会社が提訴しない場合に、請求した株主は自ら原告となって代表訴訟を提起できる(同条3項)。
 - (5) 取締役の職務執行に関し、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があ

ったにもかかわらず、株主総会において多数決により解任議案が否決された場合には、少数派株主を保護するため、議案が否決された日から30日以内に、6ヶ月前から引き続き総株主の議決権の100分の3以上または発行済株式の100分の3以上の株式を有する株主は、取締役の解任の訴えを提起することができる(会社法854条)。

以上